

地方分権改革推進委員会第2次勧告に関する見解

平成21年1月13日
労働政策審議会雇用均等分科会

平成20年12月8日、地方分権改革推進委員会の第2次勧告が公表された。今回の勧告では国の出先機関の見直しに言及されており、都道府県労働局については、「現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する」とされているところである。

労働政策審議会雇用均等分科会では、平成20年12月25日に開催された第92回会合に於いてこの件について議論を行い、以下の見解をとりまとめたので、ここに公表する。

同委員会の「第2次勧告」を受けた今後の政府の対応を検討するに当たり、下記見解を十分に踏まえ、適切な対処がなされることを望む。

記

都道府県労働局においては、第一線業務と位置づけるべき業務を担っている。雇用均等関係業務や調停を含む個別労使紛争解決のための調整はその典型的なものであり、個々の労働者、事業主が直接労働局に相談に訪れているが、これがブロック化された場合、多くの相談者にとってその利便性が失われ、多大な時間的・金銭的コストを生じさせることとなる。これは、労働者の権利救済に甚大な影響を及ぼすばかりか、労使双方にとって迅速簡便かつ低廉な手段として長年かけて定着してきた労使紛争解決機能の利用を大きく妨げることとなる。

また、雇用均等行政は、労働基準行政及び職業安定行政とは異なる性格・行政手法をもつものであり、これは男女雇用機会均等法制定以来20年以上に亘る施行業務の中で独自に培われてきたものである。従って、労働基準監督署又はハローワークによりこれを実施させることは困難であって適切ではなく、かえって効率的・効果的な行政推進を妨げることとなりかねない。

労働力減少社会の到来を迎え、少子化対策に社会を挙げて対応し、女性労働者の能力発揮がかつてないほどに求められる中、こうした課題に対して抜本的な解決策を示さぬままに都道府県労働局のブロック化を安易に進めることは、わが国の経済社会の持続的発展を阻害する大きな要因となりかねないことから、こうした懸念の解消を直ちに求めるものであり、ここに労働政策審議会雇用均等分科会としての意見を強く申し述べる。

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解

平成21年1月14日
労働政策審議会職業安定分科会

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会において「第2次勧告」がとりまとめられ、将来的なハローワークの縮小及び全面的な地方移管、都道府県労働局のブロック機関化等を実施すべき旨の勧告が示された。これに関して当分科会としては、下記のとおり見解を表明する。

同委員会の「第2次勧告」を受けた今後の政府の対応を検討するに当たり、下記見解を十分に踏まえ、適切な対処がなされることを望む。

記

1. ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一體的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今までに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

2. 都道府県労働局のブロック機関化について

都道府県労働局では、雇用均等業務、個別労使紛争の調整、労働者派遣事業者等への指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収、雇用対策に関する都道府県との調整、都道府県ごとの経済情勢に応じた最低賃金の決定等の業務を自ら行っている。

職業安定行政の関係をみても、都道府県労働局のブロック機関化については、以下のような問題点があり、これらの点を十分に考慮した上で慎重に検討すべきである。

- ① 都道府県や地元の労使団体等との関係が疎遠になり、雇用対策における地方公共団体や関係団体との連携・協力ができなくなるなど、地域の特性等を踏まえた雇用対策の推進に支障が生じること。
- ② 労働者派遣事業等に係る相談や労働者派遣事業者等への指導監督、助成金の審査等を行う部門がブロックに一つとなり、利用者にとって利便性が大きく損なわれるとともに、事業所の実態把握や機動的な指導等ができなくなること。
- ③ これらの業務を仮にブロック機関でなく、ハローワークで行わせるとすれば、求人企業がハローワークを使いにくくなることに伴う求人確保機能の低下や、雇用対策における都道府県との連携・協力を効果的に行う機能の低下、労働者派遣事業者等への指導監督機能の低下につながること。

地方分権推進委員会「第2次勧告」に関する見解

平成21年1月27日
労働政策審議会労働条件分科会

昨年12月8日、地方分権推進委員会において、「第2次勧告」がとりまとめられ、都道府県労働局に関しては、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約すべき旨の勧告が示された。

都道府県労働局においては、労働基準監督署等の指揮監督といった管理業務だけではなく、個別労使紛争の調整や労働保険の適用・徴収等の第一線機関としての業務や、中央最低賃金審議会における目安審議及び答申を踏まえた地域別最低賃金の決定といった業務を実施しているところである。

このような業務を行う都道府県労働局についてブロック機関に集約することについては、労働局に相談、届出等を行おうとする労働者や事業主の利便性が大きく損なわれる、労働者の権利救済に多大な支障が生じる、行政コストが高くなり非効率化するなどの影響が懸念されるとともに、各都道府県の労使団体とのコミュニケーションが十分に取れなくなることによって、地域別最低賃金額の円滑な決定ができないくなるという懸念が考えられる。

厚生労働省におかれでは、以上の問題点を十分に踏まえ、労働者や事業主の利便性を確保するなど適切な行政運営を損なうことのないよう、慎重に検討すべきである。